

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月19日
【計算期間】	第34特定期間 (自 2020年8月21日 至 2021年2月22日)
【ファンド名】	パインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース（為替ヘッジあり） パインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース（為替ヘッジなし）
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白勢 菊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、パインブリッジ米国REITマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として米国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）へ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式 債 券
追 加 型 投 信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グロ－バル 日 本 北 米	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年2回			
不動産投信	年4回			
その他資産 （投資信託証券（不動産投信））	年6回 （隔月）	欧 州 ア ジ ア オセアニア 中 南 米 アフリカ 中近東（中東） エマ－ジング	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
資産複合（ ）	年12回 （毎月）			
資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 （ ）			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

為替ヘッジの属性について、Aコースは「あり」、Bコースは「なし」に区分されます。

商品分類・属性区分の定義

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・不動産投信...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（投資信託証券（不動産投信））...目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるもの
- ・年12回（毎月）...目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの

- ・北米…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド…目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの（当ファンドにおいては、Aコースが該当します。）
- ・為替ヘッジなし…目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの（当ファンドにおいては、Bコースが該当します。）

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

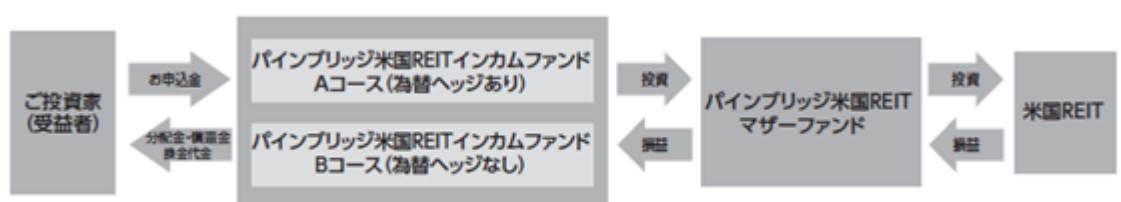
ファンドの特色

1. マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場されているREITに投資を行います。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

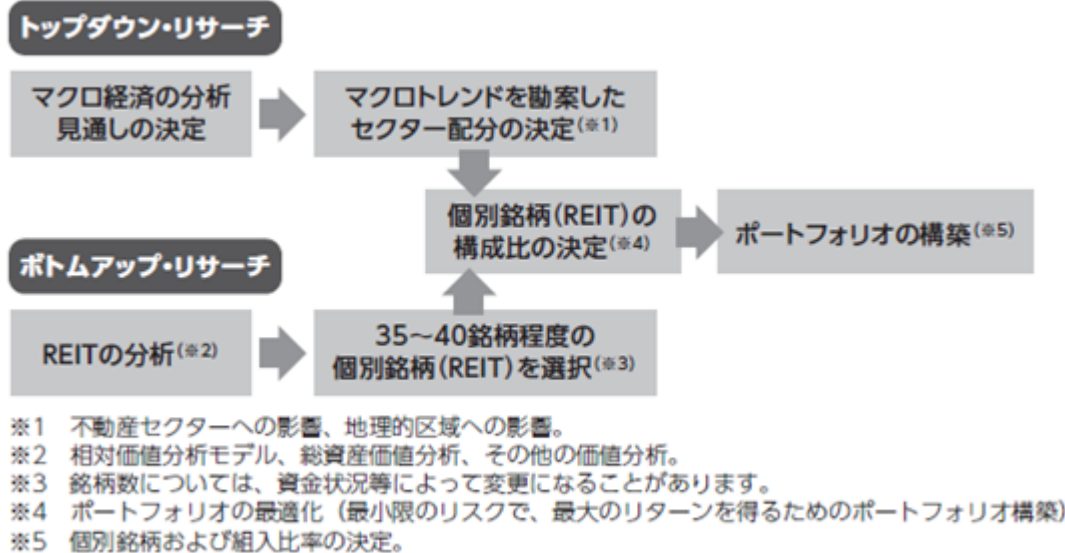
2. マザーファンドの運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（CenterSquare Investment Management LLC）に外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、不動産投資顧問サービスを専門的に行う不動産運用のスペシャリストです。

ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の収益動向、配当利回り、バリュエーション、流動性等の各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。

特定銘柄・特定セクターにかかるREITへの集中投資を避け、分散投資を行います。

〔運用プロセス〕



※運用プロセス等は、今後変更となる場合があります。

3. 実質組入れの外貨建て資産について、為替ヘッジの有無により「Aコース」と「Bコース」の2つのコースがあります。また、両コース間でスイッチング（乗換え）ができます。

パインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース(為替ヘッジあり)	パインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース(為替ヘッジなし)
実質組入れの外貨建て資産について、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替のフルヘッジを行います。	実質組入れの外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

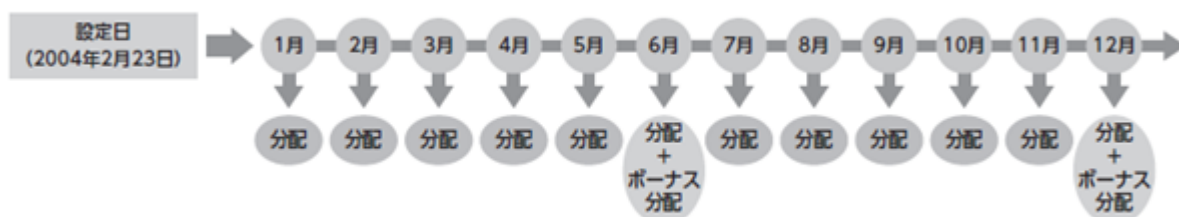
※「Aコース」と「Bコース」およびスイッチングの取扱いについて、販売会社によっては、すべてをお取扱いするとは限りませんので、お申込みの販売会社へご確認ください。

4. 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないことがあります。

REITから得られる配当等収益を中心に、原則として毎月分配を行います。

毎年6月20日および12月20日（休業日の場合は翌営業日）には、配当等収益に加えて、投資しているREITから得られたキャピタル・ゲインがある場合には、売買益からも分配を行います。

<毎月分配のイメージ図>



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

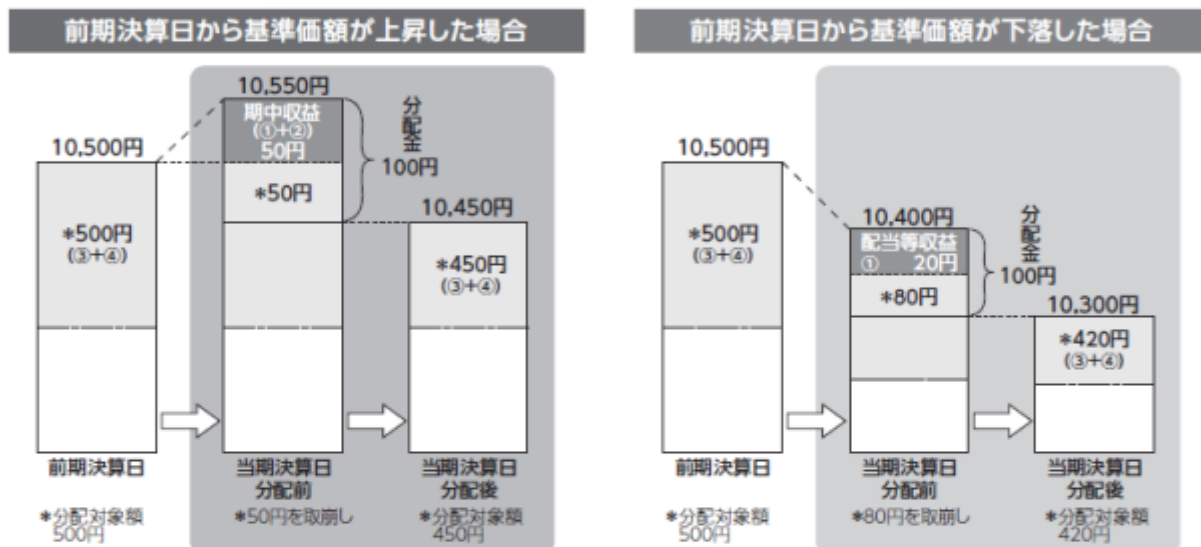
収益分配金に関する留意事項

- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

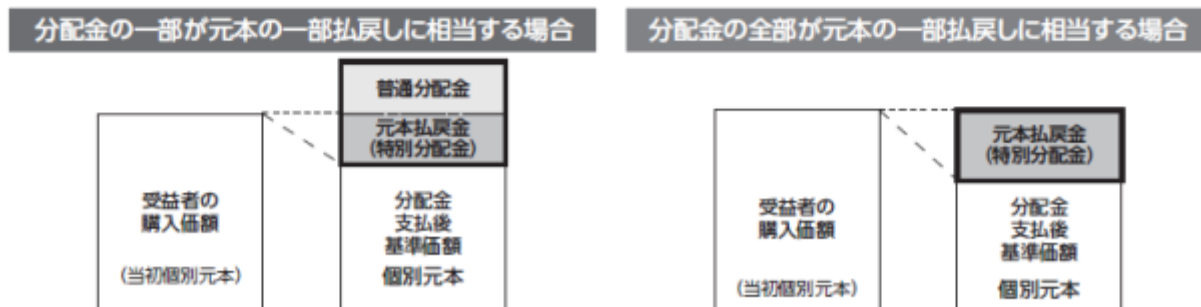
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金限度額

各ファンド1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

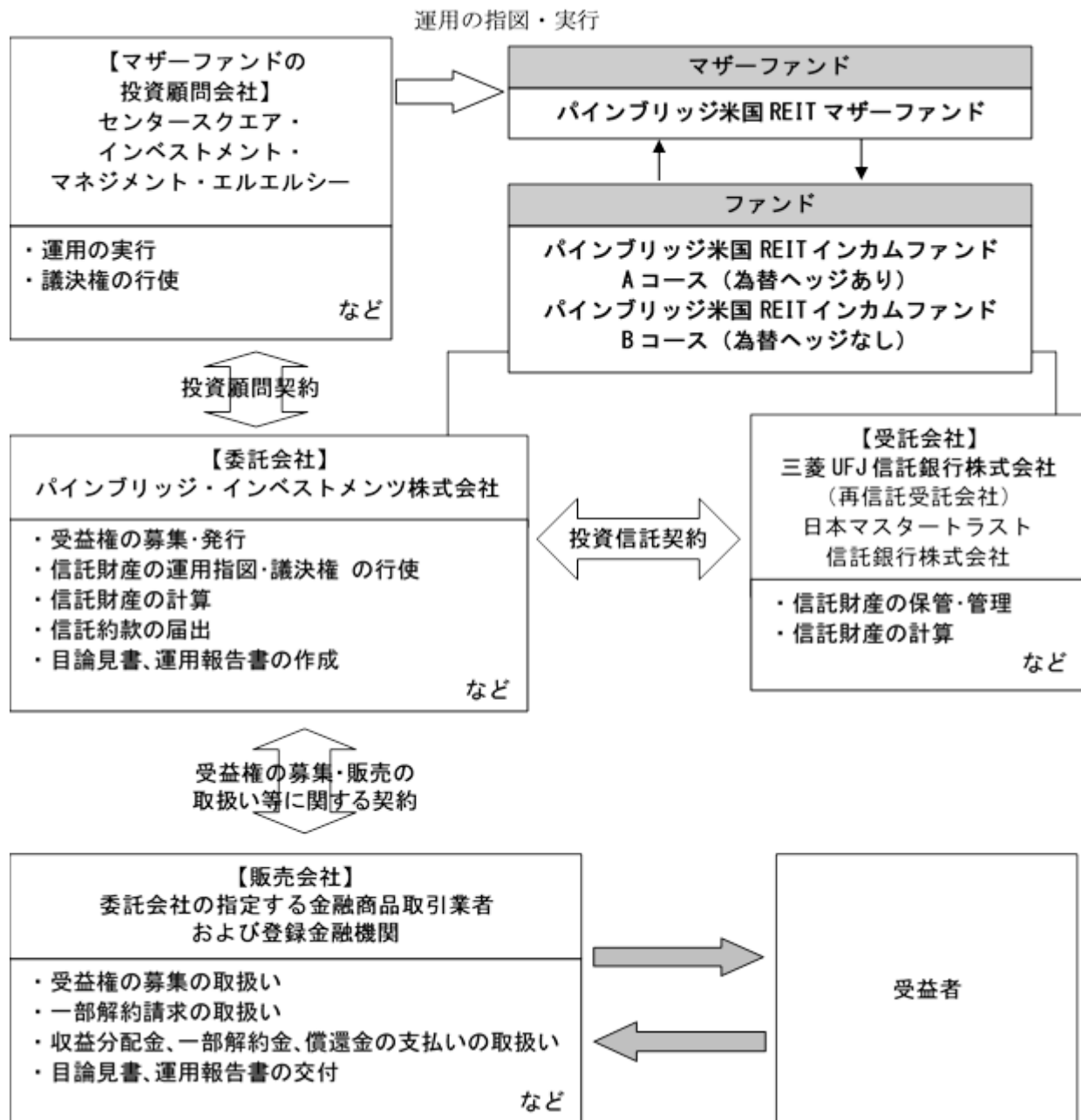
(2) 【ファンドの沿革】

2004年 2月23日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2009年12月 1日 ファンドの名称変更（「A I G米国REITインカムファンドAコース（為替ヘッジあり）」および「A I G米国REITインカムファンドBコース（為替ヘッジなし）」から「パインブリッジ米国REITインカムファンドAコース（為替ヘッジあり）」および「パインブリッジ米国REITインカムファンドBコース（為替ヘッジなし）」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、有効期間は1年とし、契約期間満了の3ヵ月前までに、いずれから別段の意思表示がない場合は、自動更新されます。

- ・投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 1,000,000,000円（2021年3月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 1986年11月 当社の前身である エーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
 - 1987年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。
 - 1997年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。
 - 2001年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に商号変更。
 - 2002年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。
 - 2007年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
 - 2008年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。
 - 2008年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
 - 2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。
- ・大株主の状況（2021年3月末日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	42,000株	100%

- ・当社が属するPineBridge Investmentsはニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国のREITへ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場されているREITに投資し、高水準のインカム収入の確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用します。

< Aコース（為替ヘッジあり） >

実質組入れの外貨建て資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替のフルヘッジを行います。

< Bコース（為替ヘッジなし） >

実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 2．資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権（イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパインブリッジ米国REITマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパー
- ２．短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。以下同じ。）
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。）
- ４．外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号の証書の性質を有するもの
- ５．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

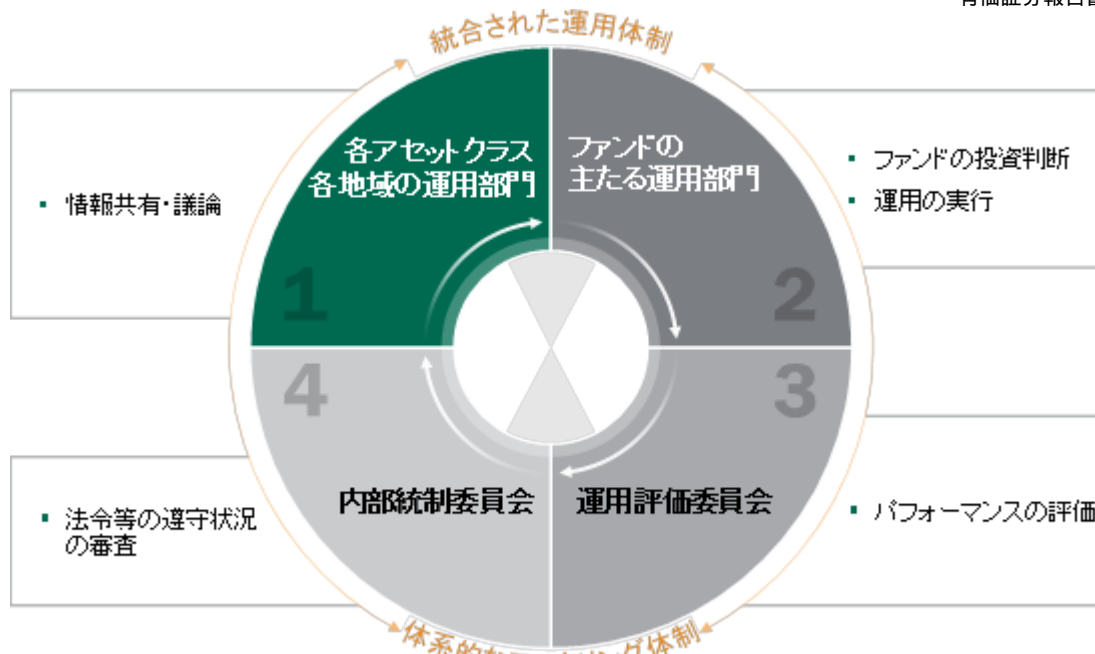
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と見なされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

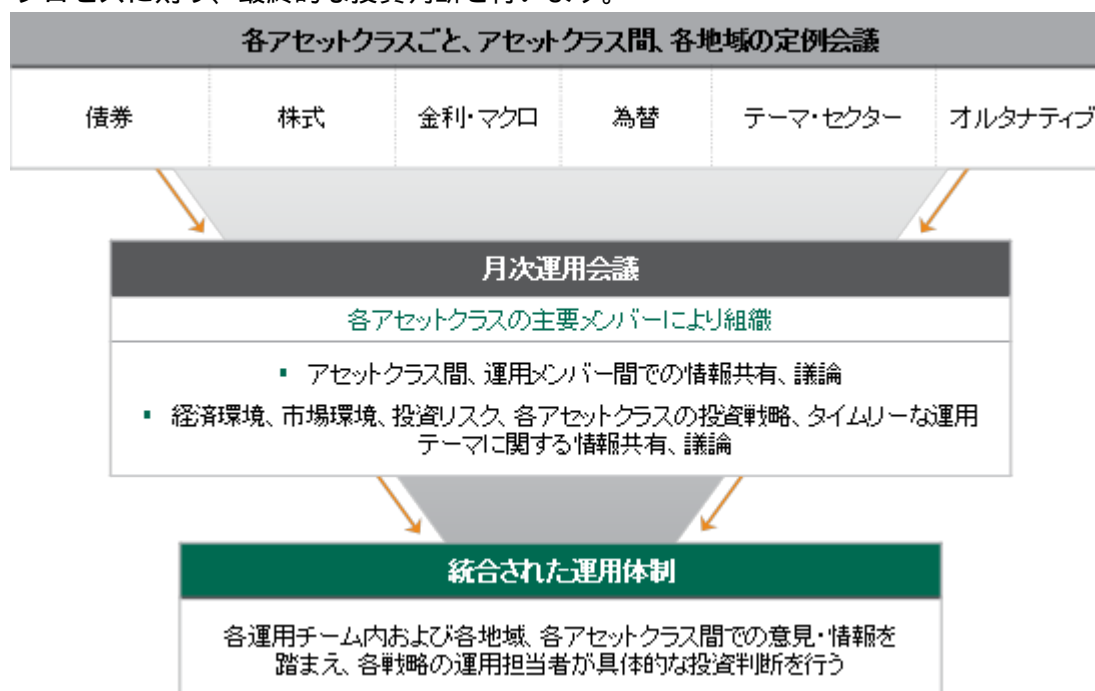
（３）【運用体制】

委託会社の運用体制



1．投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門（9名）の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



2．パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（7名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

3．ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

- ・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

4. 当ファンドの運用担当者に係る事項

- ・センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー 米国REIT運用チーム

運用担当者：2名、平均運用経験年数：25年

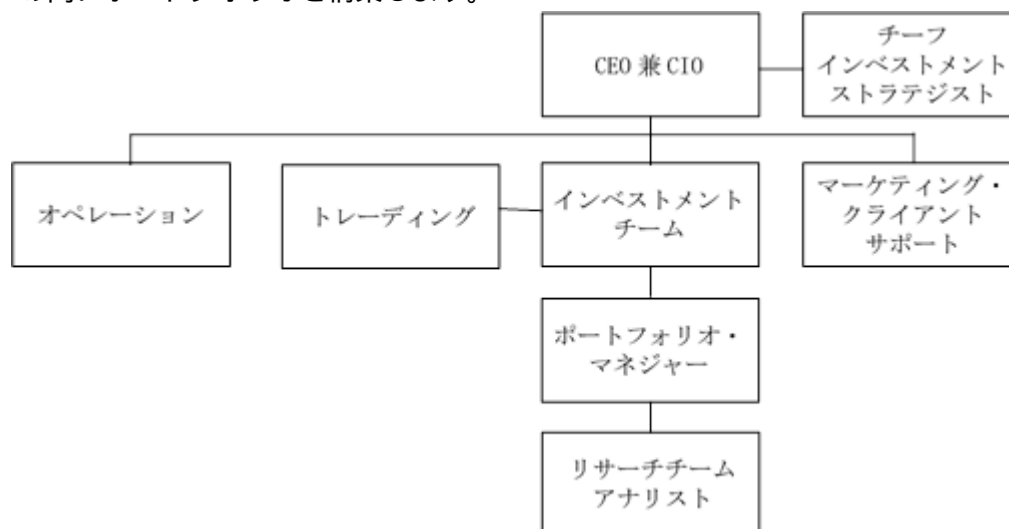
当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は2021年3月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

投資顧問会社の運用体制

パインブリッジ米国REITマザーファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託先であるセンタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（CenterSquare Investment Management LLC）の運用体制は次の通りです。

1. チームアプローチを採用しており、個々の銘柄売買やウェイトなどは各担当リサーチアナリストが推奨を行っています。担当ポートフォリオ・マネジャーは最終運用責任者となっており、セクターアロケーションや個別銘柄選択の最終運用決定をしています。
2. 運用チーム内において担当アナリストが投資ユニバース内の担当銘柄の分析を行います。トップダウン・アプローチによる投資環境の分析に加え、ボトムアップ・アプローチの徹底した銘柄調査を行っており、定性面での分析に加え、相対割安度を算出する社内独自の定量分析も活用し、投資妙味の高い銘柄発掘に努めています。またトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチに加え、収益とリスクのバランスを図るため多岐に渡るリスク管理項目を加味し、効率性の高いポートフォリオを構築します。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

毎月の決算時（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
2. 分配金額は、1月から5月および7月から11月の決算時には配当等収益を中心に、6月および12月の決算時には配当等収益に売買益を含めた額を分配対象額とし、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
2. 前記1.の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 前記1.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
4. 受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
5. 受託会社は、前記4.の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

株式への投資は行いません。

マザーファンド受益証券への投資には、制限を設けません。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合には制限を設けません

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借

入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％以内、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（ご参考）パインブリッジ米国REITマザーファンドの概要**（１）基本方針**

この投資信託は、米国のREITへ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

（２）運用方法**投資対象**

米国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREITを主要投資対象とします。

投資態度

- １．主として米国の証券取引所に上場されているREITに投資し、高水準のインカム収入の確保とキャピタル収入の獲得を目指して運用します。
- ２．ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の収益動向、配当利回り、バリュエーション、流動性等の各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
- ３．特定銘柄・特定セクターにかかるREITへの集中投資を避け、分散投資を行います。
- ４．外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ５．資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ６．運用にあたっては、センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（CenterSquare Investment Management LLC）に外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

（３）主要投資制限

株式への投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の証券取引所に上場されているREITなど値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

価格変動リスク

REITは証券取引所に上場され、株式同様に取引されますので、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け、価格が変動します。組入銘柄の価格下落は基準価額を下げる要因となります。

信用リスク

REITは法人組織であり、その経営や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、配当の支払不能等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

為替変動リスク

当ファンドは実質的に外貨建て資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。一般的に外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

当ファンドには、為替変動リスクを低減するため為替のフルヘッジを行うAコースと為替ヘッジを行わないBコースがあり、それぞれのコースの持つリスクが異なります。

< Aコース（為替ヘッジあり） >

実質組入外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。

< Bコース（為替ヘッジなし） >

実質組入外貨建て資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受けます。

流動性リスク

REITを売買しようとする場合に、市場の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け、基準価額が下落することがあります。

REIT固有の投資リスク

- ・ REITの投資対象が主に賃貸不動産であり、景気動向や不動産市況等が保有不動産の入居率、賃貸料等に影響し、REITの収益に影響を与え資産価値の下落をもたらすことがあります。
- ・ 金利変動による相対価値の変化および不動産価値の変化ならびに不動産開発にかかる資金調達コストの変化等の影響を受けます。
- ・ 不動産等にかかる法制度（税制、建築規制等）の変更が不動産価値および賃貸収入等の低下をもたらした場合には、その影響を受けます。
- ・ テロ活動・自然災害等による不測の事態が発生し、不動産価値および賃貸収入等の低下をもたらした場合には、その影響を受けます。

法制度等に関するリスク

REITに対する内外の法律、税制、会計処理等の変更による影響を受け、基準価額が下落することがあります。

その他のリスク・留意点

1．収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

2. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

3. 資産規模に関するリスク

ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

4. 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、一部解約により受益権の総口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

5. 取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得申込および解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

6. ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

7. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

8. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

リスク管理体制は運用チームにおけるリスク管理に加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

・運用チームにおけるリスク管理

様々なリスク管理指標や運用実績の要因分析を用いてリスクの低減を図っています。週次でリスクレポートを出力し、社内においてリスクに見合ったリターンがでているか分析し、必要に応じて運用チームにおいて個別銘柄の推奨に反映させたり、ポートフォリオの見直しを行います。

・ポートフォリオレビューミーティング

ファンドの運用計画の審議、運用実績の評価、運用に関する法令及び内部規則の順守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。

・コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、法令遵守・リスク管理に必要な内部管理体制を確保します。

・コンプライアンス・オフィサー

コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙に努めます。

・外部監査機関による監査

上記に加えて、外部監査機関による、AIMR基準でのパフォーマンス・コンプライアンス監査を行っています。

前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

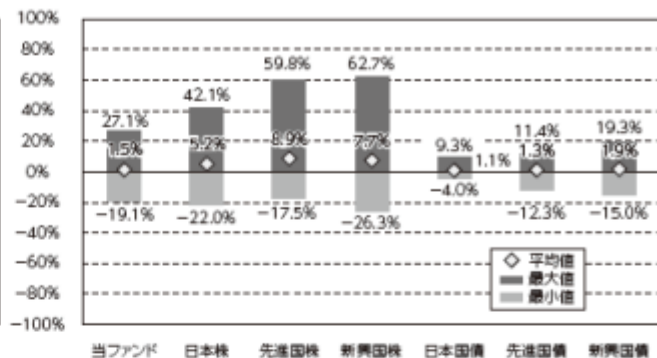
< 参考情報 >

< 年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 >

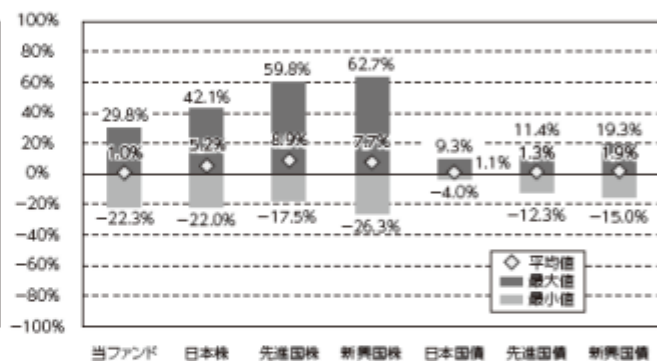
● Aコース（為替ヘッジあり）



< 代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >



● Bコース（為替ヘッジなし）



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2016年4月～2021年3月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

● 各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

ただし、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.925%（税抜年1.75%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

信託報酬	1.925%（税抜1.75%）
委託会社	1.056%（税抜0.96%）
販売会社	0.77%（税抜0.7%）
受託会社	0.099%（税抜0.09%）

委託会社の受取る報酬には、マザーファンドの運用指図権限の委託先への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

「パインブリッジ米国REITマザーファンド」の運用にかかる権限の委託先への報酬は、信託財産の純資産総額に年0.50%以内の率を乗じて得た額とし、このマザーファンドに投資するファンドの毎計算期間の末日において、委託会社が受取る報酬から支払うものとします。

信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

ファンドの組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

当ファンドが実質的な投資対象とする上場投資信託（REIT）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用等は表示しておりません。

売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用です。

前記（１）から（４）の手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

「Aコース」と「Bコース」の両方を取得する場合はファンド毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

* 2 元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は2021年3月末日現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

《1》パインブリッジ米国REITインカムファンドAコース（為替ヘッジあり）

（1）【投資状況】

（2021年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	229,191,026	101.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,191,841	1.41
合計（純資産総額）		225,999,185	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1．組入上位銘柄（2021年3月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 米国REIT マザーファンド	47,666,700	4.6090	219,695,821	4.8082	229,191,026	101.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

2．種類別投資比率（2021年3月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	101.41
合計	101.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第15特定期間末 （2011年8月22日）	（分配付）	592,661,259	（分配付）	8,306
	（分配落）	583,747,011	（分配落）	8,186
第16特定期間末 （2012年2月20日）	（分配付）	652,920,828	（分配付）	9,676
	（分配落）	644,522,173	（分配落）	9,556
第17特定期間末 （2012年8月20日）	（分配付）	618,615,318	（分配付）	10,164
	（分配落）	611,051,366	（分配落）	10,044
第18特定期間末 （2013年2月20日）	（分配付）	579,460,104	（分配付）	10,574
	（分配落）	572,532,095	（分配落）	10,454
第19特定期間末	（分配付）	462,648,790	（分配付）	9,669

(2013年8月20日)	(分配落)	456,559,131	(分配落)	9,549
第20特定期間末	(分配付)	450,326,415	(分配付)	10,651
(2014年2月20日)	(分配落)	445,052,796	(分配落)	10,531
第21特定期間末	(分配付)	460,642,817	(分配付)	11,668
(2014年8月20日)	(分配落)	426,043,223	(分配落)	10,818
第22特定期間末	(分配付)	438,137,276	(分配付)	12,006
(2015年2月20日)	(分配落)	400,294,599	(分配落)	10,956
第23特定期間末	(分配付)	362,927,242	(分配付)	10,678
(2015年8月20日)	(分配落)	358,758,711	(分配落)	10,558
第24特定期間末	(分配付)	333,876,292	(分配付)	10,132
(2016年2月22日)	(分配落)	329,897,817	(分配落)	10,012
第25特定期間末	(分配付)	393,074,138	(分配付)	11,661
(2016年8月22日)	(分配落)	370,177,181	(分配落)	10,961
第26特定期間末	(分配付)	320,388,136	(分配付)	10,327
(2017年2月20日)	(分配落)	316,426,891	(分配落)	10,207
第27特定期間末	(分配付)	289,947,580	(分配付)	10,028
(2017年8月21日)	(分配落)	286,381,136	(分配落)	9,908
第28特定期間末	(分配付)	244,844,600	(分配付)	9,233
(2018年2月20日)	(分配落)	241,615,730	(分配落)	9,113
第29特定期間末	(分配付)	256,531,405	(分配付)	10,199
(2018年8月20日)	(分配落)	253,415,344	(分配落)	10,079
第30特定期間末	(分配付)	246,453,922	(分配付)	10,124
(2019年2月20日)	(分配落)	243,486,238	(分配落)	10,004
第31特定期間末	(分配付)	255,564,051	(分配付)	10,579
(2019年8月20日)	(分配落)	252,646,841	(分配落)	10,459
第32特定期間末	(分配付)	256,919,558	(分配付)	10,982
(2020年2月20日)	(分配落)	256,919,558	(分配落)	10,862
第33特定期間末	(分配付)	208,127,692	(分配付)	9,016
(2020年8月20日)	(分配落)	205,350,157	(分配落)	8,896
第34特定期間末	(分配付)	217,329,148	(分配付)	9,820
(2021年2月22日)	(分配落)	214,645,613	(分配落)	9,700
2020年 3月末日		189,332,045		8,178
4月末日		200,898,424		8,672
5月末日		201,770,853		8,696
6月末日		200,041,131		8,673
7月末日		210,580,144		9,122
8月末日		211,477,494		9,159
9月末日		197,937,619		8,738
10月末日		190,886,252		8,529
11月末日		208,262,749		9,313
12月末日		207,631,793		9,287
2021年 1月末日		208,341,342		9,425
2月末日		215,564,884		9,730
3月末日		225,999,185		10,118

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金
第15特定期間	自 2011年2月22日	120円
	至 2011年8月22日	
第16特定期間	自 2011年8月23日	120円
	至 2012年2月20日	
第17特定期間	自 2012年2月21日	120円
	至 2012年8月20日	
第18特定期間	自 2012年8月21日	120円
	至 2013年2月20日	
第19特定期間	自 2013年2月21日	120円
	至 2013年8月20日	
第20特定期間	自 2013年8月21日	120円
	至 2014年2月20日	
第21特定期間	自 2014年2月21日	850円
	至 2014年8月20日	
第22特定期間	自 2014年8月21日	1,050円
	至 2015年2月20日	
第23特定期間	自 2015年2月21日	120円
	至 2015年8月20日	
第24特定期間	自 2015年8月21日	120円
	至 2016年2月22日	
第25特定期間	自 2016年2月23日	700円
	至 2016年8月22日	
第26特定期間	自 2016年8月23日	120円
	至 2017年2月20日	
第27特定期間	自 2017年2月21日	120円
	至 2017年8月21日	
第28特定期間	自 2017年8月22日	120円
	至 2018年2月20日	
第29特定期間	自 2018年2月21日	120円
	至 2018年8月20日	
第30特定期間	自 2018年8月21日	120円
	至 2019年2月20日	
第31特定期間	自 2019年2月21日	120円
	至 2019年8月20日	
第32特定期間	自 2019年8月21日	120円
	至 2020年2月20日	

第33特定期間	自 2020年2月21日	120円
	至 2020年8月20日	
第34特定期間	自 2020年8月21日	120円
	至 2021年2月22日	

【収益率の推移】

期間		収益率
第15特定期間	自 2011年2月22日	7.13%
	至 2011年8月22日	
第16特定期間	自 2011年8月23日	18.20%
	至 2012年2月20日	
第17特定期間	自 2012年2月21日	6.36%
	至 2012年8月20日	
第18特定期間	自 2012年8月21日	5.28%
	至 2013年2月20日	
第19特定期間	自 2013年2月21日	7.51%
	至 2013年8月20日	
第20特定期間	自 2013年8月21日	11.54%
	至 2014年2月20日	
第21特定期間	自 2014年2月21日	10.80%
	至 2014年8月20日	
第22特定期間	自 2014年8月21日	10.98%
	至 2015年2月20日	
第23特定期間	自 2015年2月21日	2.54%
	至 2015年8月20日	
第24特定期間	自 2015年8月21日	4.03%
	至 2016年2月22日	
第25特定期間	自 2016年2月23日	16.47%
	至 2016年8月22日	
第26特定期間	自 2016年8月23日	5.78%
	至 2017年2月20日	
第27特定期間	自 2017年2月21日	1.75%
	至 2017年8月21日	
第28特定期間	自 2017年8月22日	6.81%
	至 2018年2月20日	
第29特定期間	自 2018年2月21日	11.92%
	至 2018年8月20日	
第30特定期間	自 2018年8月21日	0.45%
	至 2019年2月20日	
第31特定期間	自 2019年2月21日	5.75%
	至 2019年8月20日	
第32特定期間	自 2019年8月21日	5.00%
	至 2020年2月20日	

第33特定期間	自 2020年2月21日	17.00%
	至 2020年8月20日	
第34特定期間	自 2020年8月21日	10.39%
	至 2021年2月22日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = \left(\frac{\text{当特定期間末分配落基準価額} + \text{当特定期間中分配金累計額} - \text{前特定期間末分配落基準価額}}{\text{前特定期間末分配落基準価額}} \right) \times 100$$

（４）【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第15特定期間	自 2011年2月22日	50,884,649	108,957,729
	至 2011年8月22日		
第16特定期間	自 2011年8月23日	35,061,631	73,690,788
	至 2012年2月20日		
第17特定期間	自 2012年2月21日	12,652,388	78,766,630
	至 2012年8月20日		
第18特定期間	自 2012年8月21日	34,192,237	94,898,056
	至 2013年2月20日		
第19特定期間	自 2013年2月21日	24,394,595	93,963,573
	至 2013年8月20日		
第20特定期間	自 2013年8月21日	10,796,103	66,280,761
	至 2014年2月20日		
第21特定期間	自 2014年2月21日	21,781,511	50,569,363
	至 2014年8月20日		
第22特定期間	自 2014年8月21日	16,749,993	45,227,910
	至 2015年2月20日		
第23特定期間	自 2015年2月21日	4,859,993	30,417,337
	至 2015年8月20日		
第24特定期間	自 2015年8月21日	6,839,001	17,140,777
	至 2016年2月22日		
第25特定期間	自 2016年2月23日	30,411,152	22,192,451
	至 2016年8月22日		
第26特定期間	自 2016年8月23日	19,361,669	47,061,518
	至 2017年2月20日		
第27特定期間	自 2017年2月21日	4,302,001	25,283,635
	至 2017年8月21日		
第28特定期間	自 2017年8月22日	10,602,779	34,512,258
	至 2018年2月20日		
第29特定期間	自 2018年2月21日	4,399,200	18,089,683
	至 2018年8月20日		
第30特定期間	自 2018年8月21日	1,994,945	10,036,830
	至 2019年2月20日		
第31特定期間	自 2019年2月21日	3,703,065	5,540,019
	至 2019年8月20日		

第32特定期間	自 2019年8月21日	5,161,547	10,193,310
	至 2020年2月20日		
第33特定期間	自 2020年2月21日	2,391,539	8,086,454
	至 2020年8月20日		
第34特定期間	自 2020年8月21日	2,169,898	11,701,115
	至 2021年2月22日		

（注）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

《 2 》パインブリッジ米国REITインカムファンドBコース（為替ヘッジなし）

（ 1 ）投資状況

（ 2021年3月31日現在 ）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	460,729,008	100.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,002,776	0.22
合計（純資産総額）		459,726,232	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（ 2 ）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1．組入上位銘柄（2021年3月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 米国REIT マザーファンド	95,821,515	4.6090	441,641,363	4.8082	460,729,008	100.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

2．種類別投資比率（2021年3月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.22
合計	100.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（ 3 ）運用実績

純資産の推移

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第15特定期間末 （2011年8月22日）	（分配付）	898,143,930	（分配付）	4,744
	（分配落）	864,278,356	（分配落）	4,564
第16特定期間末 （2012年2月20日）	（分配付）	1,062,826,624	（分配付）	5,608
	（分配落）	1,029,199,731	（分配落）	5,428
第17特定期間末 （2012年8月20日）	（分配付）	1,012,242,469	（分配付）	5,777
	（分配落）	980,404,654	（分配落）	5,597
第18特定期間末 （2013年2月20日）	（分配付）	1,133,634,003	（分配付）	6,888
	（分配落）	1,103,220,160	（分配落）	6,708
第19特定期間末 （2013年8月20日）	（分配付）	1,006,049,306	（分配付）	6,447
	（分配落）	977,192,432	（分配落）	6,267

第20特定期間末 (2014年2月20日)	(分配付) (分配落)	998,384,050 972,146,317	(分配付) (分配落)	7,326 7,146
第21特定期間末 (2014年8月20日)	(分配付) (分配落)	1,003,760,213 980,356,787	(分配付) (分配落)	7,999 7,819
第22特定期間末 (2015年2月20日)	(分配付) (分配落)	1,117,696,503 1,096,925,048	(分配付) (分配落)	10,023 9,843
第23特定期間末 (2015年8月20日)	(分配付) (分配落)	997,737,324 978,866,587	(分配付) (分配落)	9,978 9,798
第24特定期間末 (2016年2月22日)	(分配付) (分配落)	809,265,182 792,025,863	(分配付) (分配落)	8,617 8,437
第25特定期間末 (2016年8月22日)	(分配付) (分配落)	825,074,350 808,336,436	(分配付) (分配落)	8,924 8,744
第26特定期間末 (2017年2月20日)	(分配付) (分配落)	766,903,875 751,087,993	(分配付) (分配落)	9,315 9,135
第27特定期間末 (2017年8月21日)	(分配付) (分配落)	670,990,263 656,643,542	(分配付) (分配落)	8,797 8,617
第28特定期間末 (2018年2月20日)	(分配付) (分配落)	562,780,183 549,663,203	(分配付) (分配落)	7,922 7,742
第29特定期間末 (2018年8月20日)	(分配付) (分配落)	630,838,153 618,153,829	(分配付) (分配落)	9,069 8,889
第30特定期間末 (2019年2月20日)	(分配付) (分配落)	587,134,103 575,015,654	(分配付) (分配落)	9,091 8,911
第31特定期間末 (2019年8月20日)	(分配付) (分配落)	565,385,240 554,195,152	(分配付) (分配落)	9,224 9,044
第32特定期間末 (2020年2月20日)	(分配付) (分配落)	579,288,464 568,523,189	(分配付) (分配落)	10,035 9,855
第33特定期間末 (2020年8月20日)	(分配付) (分配落)	441,107,558 430,800,368	(分配付) (分配落)	7,731 7,551
第34特定期間末 (2021年2月22日)	(分配付) (分配落)	440,998,536 431,047,548	(分配付) (分配落)	8,312 8,132
2020年 3月末日		411,232,488		7,160
4月末日		427,803,762		7,471
5月末日		432,156,567		7,519
6月末日		430,159,585		7,490
7月末日		436,112,600		7,646
8月末日		440,243,397		7,723
9月末日		417,695,279		7,385
10月末日		402,172,896		7,113
11月末日		436,119,897		7,711
12月末日		427,408,921		7,655
2021年 1月末日		415,216,301		7,839
2月末日		430,080,272		8,213
3月末日		459,726,232		8,868

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

分配の推移

期間		1万口当たりの分配金
第15特定期間	自 2011年2月22日	180円
	至 2011年8月22日	
第16特定期間	自 2011年8月23日	180円
	至 2012年2月20日	
第17特定期間	自 2012年2月21日	180円
	至 2012年8月20日	
第18特定期間	自 2012年8月21日	180円
	至 2013年2月20日	
第19特定期間	自 2013年2月21日	180円
	至 2013年8月20日	
第20特定期間	自 2013年8月21日	180円
	至 2014年2月20日	
第21特定期間	自 2014年2月21日	180円
	至 2014年8月20日	
第22特定期間	自 2014年8月21日	180円
	至 2015年2月20日	
第23特定期間	自 2015年2月21日	180円
	至 2015年8月20日	
第24特定期間	自 2015年8月21日	180円
	至 2016年2月22日	
第25特定期間	自 2016年2月23日	180円
	至 2016年8月22日	
第26特定期間	自 2016年8月23日	180円
	至 2017年2月20日	
第27特定期間	自 2017年2月21日	180円
	至 2017年8月21日	
第28特定期間	自 2017年8月22日	180円
	至 2018年2月20日	
第29特定期間	自 2018年2月21日	180円
	至 2018年8月20日	
第30特定期間	自 2018年8月21日	180円
	至 2019年2月20日	
第31特定期間	自 2019年2月21日	180円
	至 2019年8月20日	
第32特定期間	自 2019年8月21日	180円
	至 2020年2月20日	

第33特定期間	自 2020年2月21日	180円
	至 2020年8月20日	
第34特定期間	自 2020年8月21日	180円
	至 2021年2月22日	

収益率の推移

期間		収益率
第15特定期間	自 2011年2月22日	14.31%
	至 2011年8月22日	
第16特定期間	自 2011年8月23日	22.87%
	至 2012年2月20日	
第17特定期間	自 2012年2月21日	6.43%
	至 2012年8月20日	
第18特定期間	自 2012年8月21日	23.07%
	至 2013年2月20日	
第19特定期間	自 2013年2月21日	3.89%
	至 2013年8月20日	
第20特定期間	自 2013年8月21日	16.90%
	至 2014年2月20日	
第21特定期間	自 2014年2月21日	11.94%
	至 2014年8月20日	
第22特定期間	自 2014年8月21日	28.19%
	至 2015年2月20日	
第23特定期間	自 2015年2月21日	1.37%
	至 2015年8月20日	
第24特定期間	自 2015年8月21日	12.05%
	至 2016年2月22日	
第25特定期間	自 2016年2月23日	5.77%
	至 2016年8月22日	
第26特定期間	自 2016年8月23日	6.53%
	至 2017年2月20日	
第27特定期間	自 2017年2月21日	3.70%
	至 2017年8月21日	
第28特定期間	自 2017年8月22日	8.07%
	至 2018年2月20日	
第29特定期間	自 2018年2月21日	17.14%
	至 2018年8月20日	
第30特定期間	自 2018年8月21日	2.27%
	至 2019年2月20日	
第31特定期間	自 2019年2月21日	3.51%
	至 2019年8月20日	
第32特定期間	自 2019年8月21日	10.96%
	至 2020年2月20日	

第33特定期間	自 2020年2月21日	21.55%
	至 2020年8月20日	
第34特定期間	自 2020年8月21日	10.08%
	至 2021年2月22日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\text{収益率} = \left(\frac{\text{当特定期間末分配落基準価額} + \text{当特定期間中分配金累計額} - \text{前特定期間末分配落基準価額}}{\text{前特定期間末分配落基準価額}} \times 100 \right)$$

（４）設定及び解約の実績

期 間		設定口数	解約口数
第15特定期間	自 2011年2月22日	150,427,984	133,546,382
	至 2011年8月22日		
第16特定期間	自 2011年8月23日	121,488,830	118,894,049
	至 2012年2月20日		
第17特定期間	自 2012年2月21日	34,250,187	178,636,524
	至 2012年8月20日		
第18特定期間	自 2012年8月21日	54,362,075	161,643,507
	至 2013年2月20日		
第19特定期間	自 2013年2月21日	80,596,754	165,860,665
	至 2013年8月20日		
第20特定期間	自 2013年8月21日	28,445,625	227,382,707
	至 2014年2月20日		
第21特定期間	自 2014年2月21日	30,925,837	137,407,051
	至 2014年8月20日		
第22特定期間	自 2014年8月21日	37,154,820	176,529,450
	至 2015年2月20日		
第23特定期間	自 2015年2月21日	36,139,768	151,539,433
	至 2015年8月20日		
第24特定期間	自 2015年8月21日	30,373,418	90,740,101
	至 2016年2月22日		
第25特定期間	自 2016年2月23日	32,824,188	47,036,247
	至 2016年8月22日		
第26特定期間	自 2016年8月23日	21,535,967	123,833,416
	至 2017年2月20日		
第27特定期間	自 2017年2月21日	15,306,641	75,475,505
	至 2017年8月21日		
第28特定期間	自 2017年8月22日	14,580,055	66,605,391
	至 2018年2月20日		
第29特定期間	自 2018年2月21日	18,453,295	33,075,908
	至 2018年8月20日		
第30特定期間	自 2018年8月21日	8,567,543	58,676,213
	至 2019年2月20日		
第31特定期間	自 2019年2月21日	10,712,481	43,221,593
	至 2019年8月20日		

第32特定期間	自 2019年8月21日	17,091,706	52,940,399
	至 2020年2月20日		
第33特定期間	自 2020年2月21日	13,547,286	19,967,927
	至 2020年8月20日		
第34特定期間	自 2020年8月21日	18,012,742	58,424,254
	至 2021年2月22日		

（注）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（ご参考）パインブリッジ米国REITマザーファンド

（１）投資状況

（2021年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	6,120,644	0.89
投資証券	アメリカ	672,373,123	97.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		11,431,703	1.66
合計（純資産総額）		689,925,470	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位30銘柄（2021年3月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	4,550	11,652.22	53,017,635	11,819.39	53,778,268	7.79
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	625	75,307.15	47,066,972	74,711.53	46,694,710	6.77
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	9,943	3,320.36	33,014,384	3,570.39	35,500,462	5.15
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	4,231	7,599.83	32,154,898	8,074.08	34,161,434	4.95
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,120	19,952.55	22,346,865	20,743.73	23,232,981	3.37
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	1,440	15,106.37	21,753,187	15,636.68	22,516,820	3.26
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	2,501	7,508.45	18,778,637	8,063.00	20,165,586	2.92
アメリカ	投資証券	UDR INC	3,880	4,674.17	18,135,804	4,915.52	19,072,233	2.76
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	1,280	13,244.23	16,952,623	14,724.42	18,847,270	2.73
アメリカ	投資証券	SBA COMMUNICATIONS CORP	600	28,721.11	17,232,669	30,582.53	18,349,518	2.66
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	1,090	16,807.44	18,320,118	16,586.57	18,079,364	2.62
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	9,292	1,854.87	17,235,456	1,915.28	17,796,810	2.58
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	573	29,330.39	16,806,319	30,790.66	17,643,051	2.56
アメリカ	投資証券	LIFE STORAGE INC	1,792	9,183.39	16,456,643	9,588.59	17,182,759	2.49
アメリカ	投資証券	VEREIT INC	3,910	4,047.55	15,825,950	4,287.79	16,765,291	2.43
アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	3,410	4,714.12	16,075,161	4,771.60	16,271,159	2.36

アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	3,320	4,538.00	15,066,170	4,702.96	15,613,830	2.26
アメリカ	投資証券	COUSINS PROPERTIES INC	3,539	3,666.71	12,976,505	3,997.73	14,147,995	2.05
アメリカ	投資証券	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	5,670	2,420.12	13,722,084	2,350.37	13,326,617	1.93
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,043	12,114.99	12,635,940	12,774.82	13,324,144	1.93
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	5,299	2,169.88	11,498,240	2,289.48	12,131,969	1.76
アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST	2,771	4,071.91	11,283,273	4,272.29	11,838,540	1.72
アメリカ	投資証券	JBG SMITH PROPERTIES	3,256	3,488.47	11,358,465	3,575.93	11,643,238	1.69
アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	435	25,061.42	10,901,719	26,254.87	11,420,871	1.66
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	1,776	5,858.65	10,404,976	6,318.21	11,221,158	1.63
アメリカ	投資証券	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	2,080	4,688.56	9,752,222	5,146.90	10,705,568	1.55
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	1,634	5,800.09	9,477,359	6,058.05	9,898,856	1.43
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES, INC.	2,690	3,296.94	8,868,779	3,540.50	9,523,961	1.38
アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	1,240	6,418.96	7,959,517	7,460.74	9,251,326	1.34
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	1,166	7,181.75	8,373,930	7,427.53	8,660,505	1.26

（注1）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

（注2）上記の各金額は、基準日における対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

2．種類別投資比率（2021年3月31日現在）

種類	国内 / 外国	業 種	投資比率（％）
株式	外国	不動産	0.89
投資証券	-	-	97.46
合計			98.34

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

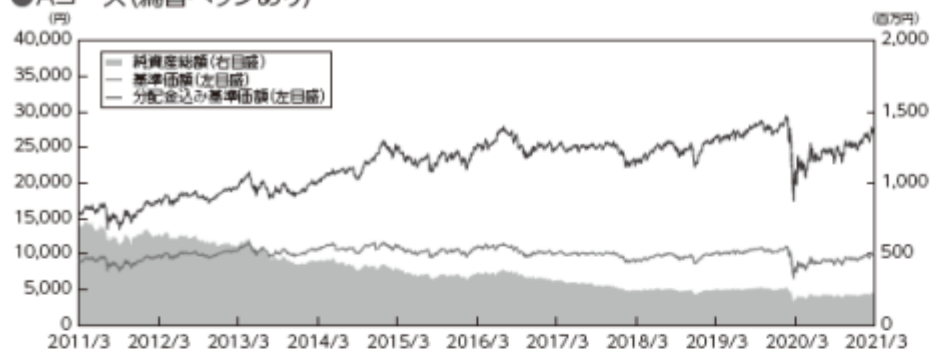
該当事項はありません。

参考情報

基準価額・純資産の推移

(過去10年間／2011年3月末～2021年3月末)

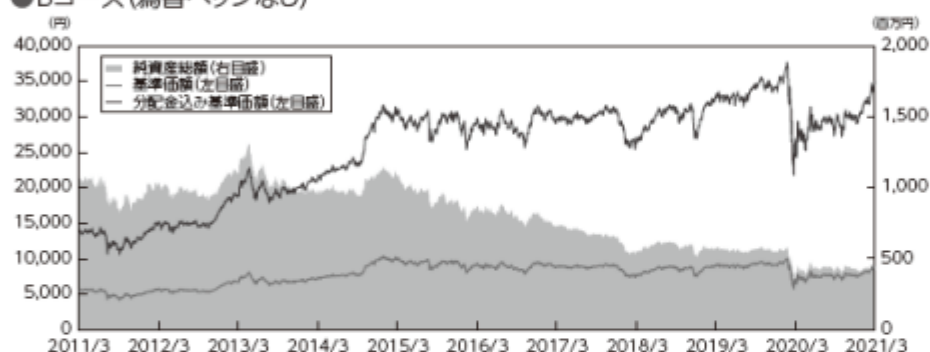
●Aコース(為替ヘッジあり)



(2021年3月末現在)

基準価額	10,118円
純資産総額	225百万円

●Bコース(為替ヘッジなし)



(2021年3月末現在)

基準価額	8,868円
純資産総額	459百万円

※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

●Aコース(為替ヘッジあり)

2021年 3月	20円	2020年 9月	20円
2021年 2月	20円	2020年 8月	20円
2021年 1月	20円	2020年 7月	20円
2020年12月	20円	2020年 6月	20円
2020年11月	20円	2020年 5月	20円
2020年10月	20円	2020年 4月	20円

直近1年間累計	240円
設定来累計	10,270円

●Bコース(為替ヘッジなし)

2021年 3月	30円	2020年 9月	30円
2021年 2月	30円	2020年 8月	30円
2021年 1月	30円	2020年 7月	30円
2020年12月	30円	2020年 6月	30円
2020年11月	30円	2020年 5月	30円
2020年10月	30円	2020年 4月	30円

直近1年間累計	360円
設定来累計	12,040円

主要な資産の状況

(2021年3月末現在)

●Aコース(為替ヘッジあり)

パインブリッジ米国REITマザーファンド	101.41%
キャッシュ等	△1.41%

●Bコース(為替ヘッジなし)

パインブリッジ米国REITマザーファンド	100.22%
キャッシュ等	△0.22%

●パインブリッジ米国REITマザーファンドの主要な資産の状況

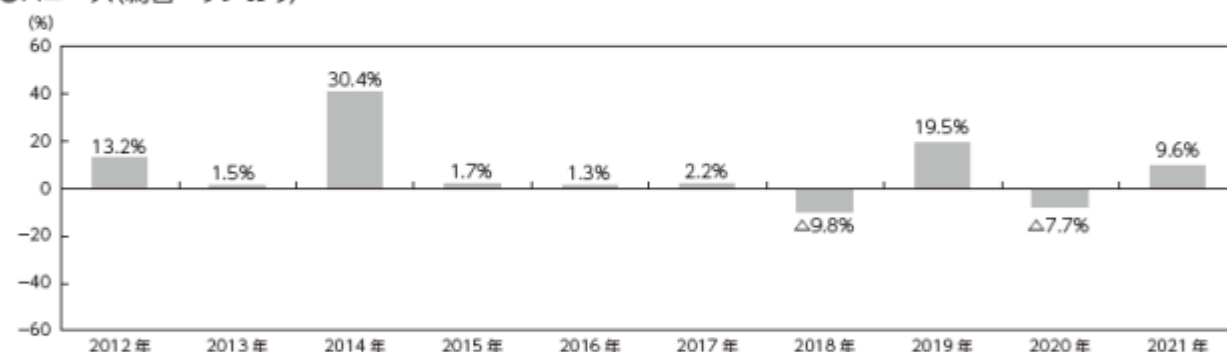
国名	銘柄名	投資比率(%)
アメリカ	PROLOGIS INC	7.79
アメリカ	EQUINIX INC	6.77
アメリカ	INVITATION HOMES INC	5.15
アメリカ	WELLTOWER INC	4.95
アメリカ	AVALONBAY COMMUNITIES INC	3.37
アメリカ	DIGITAL REALTY TRUST INC	3.26
アメリカ	EQUITY RESIDENTIAL	2.92
アメリカ	UDR INC	2.76
アメリカ	EXTRA SPACE STORAGE INC	2.73
アメリカ	SBA COMMUNICATIONS CORP	2.66

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

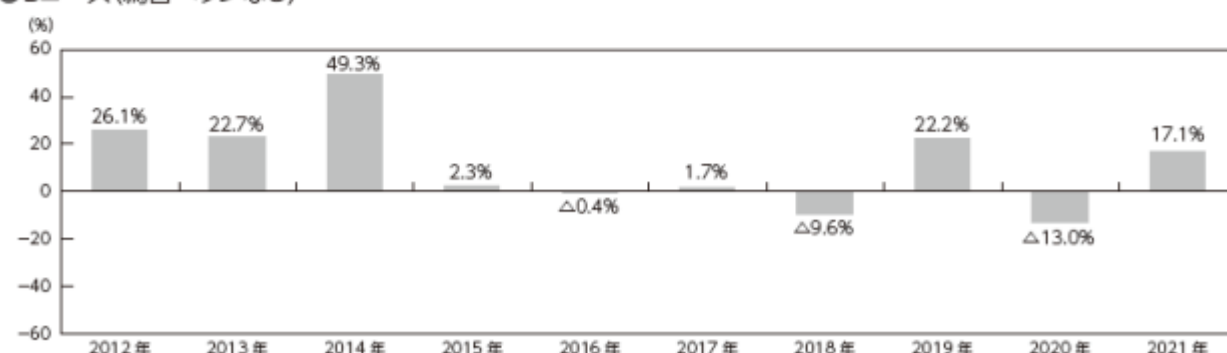
年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)

●Aコース(為替ヘッジあり)



●Bコース(為替ヘッジなし)



※ファンドの収益率は、分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2021年は年初から3月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間：2021年5月20日（木）から2022年5月19日（木）まで

申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

受益権の取得申込は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付を行いません。

取得申込の受付時間は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の 9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

運用の基本方針等の観点から、受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得の取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と、分配金を税引き後自動的に再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.3%（税抜3.0%）の率を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た申込手数料を加算した価額とします。ただし、分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

一部解約の実行請求は、原則として、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行請求の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消すことがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして、前記の規定に準じて算出された価額とします。

解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目からとします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額は、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（純資産総額）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

組入マザーファンド受益証券は、原則として計算日のマザーファンドの基準価額により評価します。マザーファンドにおける組入外国投資信託証券の評価については、原則として、計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）により評価します。

外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権は、2007年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（５）その他 信託の終了をご参照ください。）

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

（５）【その他】

信託の終了

1．投資信託契約の解約

- イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ) 委託会社は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ) 前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ) 前記ハ)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2．投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記信託約款の変更4．に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3．受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2．委託会社は、前記1．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月、8月）および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書は知られたる受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ <https://www.pinebridge.co.jp/>

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

1. 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2. 投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じ

てお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合には、収益分配金を請求する権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社において支払われます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を自己の帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社を通じて支払います。なお、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34特定期間（2020年8月21日から2021年2月22日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【パインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	917,876	2,124,542
親投資信託受益証券	203,767,081	216,365,624
派生商品評価勘定	1,563,907	-
流動資産合計	206,248,864	218,490,166
資産合計	206,248,864	218,490,166
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	98,047	2,789,917
未払金	-	83,040
未払収益分配金	461,652	442,590
未払解約金	175	159,616
未払受託者報酬	17,424	18,996
未払委託者報酬	321,408	350,392
未払利息	1	2
流動負債合計	898,707	3,844,553
負債合計	898,707	3,844,553
純資産の部		
元本等		
元本	230,826,230	221,295,013
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,476,073	6,649,400
（分配準備積立金）	21,970,714	20,357,006
元本等合計	205,350,157	214,645,613
純資産合計	205,350,157	214,645,613
負債純資産合計	206,248,864	218,490,166

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第33特定期間 自 2020年2月21日 至 2020年8月20日	第34特定期間 自 2020年8月21日 至 2021年2月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	53,802,288	22,198,543
為替差損益	11,973,591	443,033
営業収益合計	41,828,697	22,641,576
営業費用		
支払利息	231	233
受託者報酬	99,912	104,106
委託者報酬	1,842,842	1,920,162
その他費用	5,940	-
営業費用合計	1,948,925	2,024,501
営業利益又は営業損失（ ）	43,777,622	20,617,075
経常利益又は経常損失（ ）	43,777,622	20,617,075
当期純利益又は当期純損失（ ）	43,777,622	20,617,075
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	263,406	160,630
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	20,398,413	25,476,073
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,045,781	1,210,538
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,043,810	1,210,538
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,971	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	628,516	156,775
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	335,367	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	293,149	156,775
分配金	2,777,535	2,683,535
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,476,073	6,649,400

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2021年2月20日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2021年2月22日としており、このため当特定期間は186日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
1. 期首元本額	236,521,145円	230,826,230円
期中追加設定元本額	2,391,539円	2,169,898円
期中一部解約元本額	8,086,454円	11,701,115円
2. 受益権の総数	230,826,230口	221,295,013口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,476,073円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,649,400円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第33特定期間 自 2020年2月21日 至 2020年8月20日	第34特定期間 自 2020年8月21日 至 2021年2月22日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	496,051円	519,373円
2. 分配金の計算過程		
	[2020年2月21日から 2020年3月23日まで の計算期間]	[2020年8月21日から 2020年9月23日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	369,599円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	31,364,705円	30,676,643円
分配準備積立金額	22,815,623円	21,549,702円
当ファンドの分配対象収益額	54,549,927円	52,226,345円
当ファンドの期末残存口数	233,309,799口	226,733,098口
1万口当たり収益分配対象額	2,338.08円	2,303.42円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	466,619円	453,466円
	[2020年3月24日から 2020年4月20日まで の計算期間]	[2020年 9月24日から 2020年10月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	784,023円	753,970円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	31,175,505円	30,530,463円
分配準備積立金額	22,511,345円	20,959,504円
当ファンドの分配対象収益額	54,470,873円	52,243,937円
当ファンドの期末残存口数	231,596,399口	225,492,257口
1万口当たり収益分配対象額	2,351.97円	2,316.88円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	463,192円	450,984円
	[2020年4月21日から 2020年5月20日まで の計算期間]	[2020年10月21日から 2020年11月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	56,931円	312,502円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	31,237,809円	30,310,962円
分配準備積立金額	22,818,096円	21,067,469円
当ファンドの分配対象収益額	54,112,836円	51,690,933円
当ファンドの期末残存口数	231,802,215口	223,686,899口
1万口当たり収益分配対象額	2,334.43円	2,310.86円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	463,604円	447,373円

	[2020年5月21日から 2020年6月22日まで の計算期間]	[2020年11月21日から 2020年12月21日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	415,537円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	31,107,214円	30,326,099円
分配準備積立金額	22,246,731円	20,905,718円
当ファンドの分配対象収益額	53,769,482円	51,231,817円
当ファンドの期末残存口数	230,525,002口	223,634,957口
1万口当たり収益分配対象額	2,332.47円	2,290.86円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	461,050円	447,269円
	[2020年6月23日から 2020年7月20日まで の計算期間]	[2020年12月22日から 2021年1月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	371,926円	820,886円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	31,159,586円	29,980,664円
分配準備積立金額	22,191,824円	20,189,330円
当ファンドの分配対象収益額	53,723,336円	50,990,880円
当ファンドの期末残存口数	230,709,125口	220,926,602口
1万口当たり収益分配対象額	2,328.61円	2,308.04円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	461,418円	441,853円
	[2020年7月21日から 2020年8月20日まで の計算期間]	[2021年1月21日から 2021年2月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	341,461円	277,964円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	31,198,188円	30,112,558円
分配準備積立金額	22,090,905円	20,521,632円
当ファンドの分配対象収益額	53,630,554円	50,912,154円
当ファンドの期末残存口数	230,826,230口	221,295,013口
1万口当たり収益分配対象額	2,323.41円	2,300.64円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	461,652円	442,590円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第33特定期間	第34特定期間
	自 2020年2月21日 至 2020年8月20日	自 2020年8月21日 至 2021年2月22日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,563,181	13,160,637
合計	1,563,181	13,160,637

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第33特定期間（2020年8月20日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	207,358,920	-	205,893,060	1,465,860
合計		207,358,920	-	205,893,060	1,465,860

区分	種類	第34特定期間（2021年2月22日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米国ドル	212,737,043	-	215,526,960	2,789,917
合計		212,737,043	-	215,526,960	2,789,917

(注)時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
1口当たり純資産額	0.8896円	0.9700円
(1万口当たり純資産額)	(8,896円)	(9,700円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2021年2月22日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ米国REITマザーファンド	49,364,733	216,365,624	
合計			49,364,733	216,365,624	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【パインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,866,511	2,987,319
親投資信託受益証券	430,398,454	430,698,295
流動資産合計	433,264,965	433,685,614
資産合計	433,264,965	433,685,614
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,711,484	1,590,250
未払解約金	41,722	310,367
未払受託者報酬	36,586	37,928
未払委託者報酬	674,802	699,517
未払利息	3	4
流動負債合計	2,464,597	2,638,066
負債合計	2,464,597	2,638,066
純資産の部		
元本等		
元本	570,494,962	530,083,450
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	139,694,594	99,035,902
（分配準備積立金）	78,056,147	65,197,980
元本等合計	430,800,368	431,047,548
純資産合計	430,800,368	431,047,548
負債純資産合計	433,264,965	433,685,614

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第33特定期間 自 2020年2月21日 至 2020年8月20日	第34特定期間 自 2020年8月21日 至 2021年2月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	117,374,808	44,899,841
営業収益合計	117,374,808	44,899,841
営業費用		
支払利息	419	645
受託者報酬	213,400	215,957
委託者報酬	3,936,015	3,983,196
営業費用合計	4,149,834	4,199,798
営業利益又は営業損失（ ）	121,524,642	40,700,043
経常利益又は経常損失（ ）	121,524,642	40,700,043
当期純利益又は当期純損失（ ）	121,524,642	40,700,043
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	22,246	146,296
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,392,414	139,694,594
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,897,365	13,888,235
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,897,365	13,888,235
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,345,467	4,124,894
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,345,467	4,124,894
分配金	10,307,190	9,950,988
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	139,694,594	99,035,902

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 2021年2月20日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2021年2月22日としており、このため当特定期間は186日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
1. 期首元本額	576,915,603円	570,494,962円
期中追加設定元本額	13,547,286円	18,012,742円
期中一部解約元本額	19,967,927円	58,424,254円
2. 受益権の総数	570,494,962口	530,083,450口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は139,694,594円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は99,035,902円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第33特定期間 自 2020年2月21日 至 2020年8月20日	第34特定期間 自 2020年8月21日 至 2021年2月22日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	1,071,952円	1,084,911円
2. 分配金の計算過程	[2020年2月21日から 2020年3月23日まで の計算期間]	[2020年8月21日から 2020年9月23日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	846,170円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	49,082,213円	49,928,453円
分配準備積立金額	84,958,130円	77,112,815円
当ファンドの分配対象収益額	134,886,513円	127,041,268円
当ファンドの期末残存口数	573,262,751口	564,772,634口
1万口当たり収益分配対象額	2,352.96円	2,249.42円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,719,788円	1,694,317円
	[2020年3月24日から 2020年4月20日まで の計算期間]	[2020年 9月24日から 2020年10月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,716,949円	1,624,199円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	49,252,322円	50,230,458円
分配準備積立金額	83,594,643円	75,371,655円
当ファンドの分配対象収益額	134,563,914円	127,226,312円
当ファンドの期末残存口数	571,873,154口	565,911,787口
1万口当たり収益分配対象額	2,353.03円	2,248.16円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,715,619円	1,697,735円
	[2020年4月21日から 2020年5月20日まで の計算期間]	[2020年10月21日から 2020年11月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	131,373円	665,563円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	49,887,103円	51,385,209円
分配準備積立金額	83,580,108円	74,805,735円
当ファンドの分配対象収益額	133,598,584円	126,856,507円
当ファンドの期末残存口数	574,526,351口	568,866,420口
1万口当たり収益分配対象額	2,325.36円	2,229.98円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,723,579円	1,706,599円

	[2020年5月21日から 2020年6月22日まで の計算期間]	[2020年11月21日から 2020年12月21日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	891,660円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	50,257,467円	50,581,607円
分配準備積立金額	81,505,428円	72,175,361円
当ファンドの分配対象収益額	132,654,555円	122,756,968円
当ファンドの期末残存口数	574,032,942口	557,986,255口
1万口当たり収益分配対象額	2,310.92円	2,199.99円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,722,098円	1,673,958円
	[2020年6月23日から 2020年7月20日まで の計算期間]	[2020年12月22日から 2021年1月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,008,592円	1,748,657円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	50,204,973円	48,201,850円
分配準備積立金額	80,160,520円	66,676,173円
当ファンドの分配対象収益額	131,374,085円	116,626,680円
当ファンドの期末残存口数	571,540,667口	529,376,611口
1万口当たり収益分配対象額	2,298.59円	2,203.09円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,714,622円	1,588,129円
	[2020年7月21日から 2020年8月20日まで の計算期間]	[2021年1月21日から 2021年2月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	616,674円	557,961円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	50,271,759円	48,966,580円
分配準備積立金額	79,150,957円	66,230,269円
当ファンドの分配対象収益額	130,039,390円	115,754,810円
当ファンドの期末残存口数	570,494,962口	530,083,450口
1万口当たり収益分配対象額	2,279.41円	2,183.70円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	1,711,484円	1,590,250円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第33特定期間	第34特定期間
	自 2020年2月21日 至 2020年8月20日	自 2020年8月21日 至 2021年2月22日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,268,792	26,126,245
合計	3,268,792	26,126,245

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

項目	第33特定期間 (2020年8月20日現在)	第34特定期間 (2021年2月22日現在)
1口当たり純資産額	0.7551円	0.8132円
(1万口当たり純資産額)	(7,551円)	(8,132円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2021年2月22日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	パインブリッジ米国REITマザーファンド	98,265,639	430,698,295	
合計			98,265,639	430,698,295	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ米国REITマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ米国REITマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(2020年8月20日現在)	(2021年2月22日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		3,064,892	2,803,447
コール・ローン		386,095	134,152
投資証券		624,282,255	643,817,389
未収入金		6,527,485	3,993,012
未収配当金		1,066,191	703,270
流動資産合計		635,326,918	651,451,270
資産合計		635,326,918	651,451,270
負債の部			
流動負債			
未払金		1,158,503	4,391,428
流動負債合計		1,158,503	4,391,428
負債合計		1,158,503	4,391,428
純資産の部			
元本等			
元本		161,082,460	147,630,372
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		473,085,955	499,429,470
元本等合計		634,168,415	647,059,842
純資産合計		634,168,415	647,059,842
負債純資産合計		635,326,918	651,451,270

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月21日から8月20日まで、および8月21日から翌年2月20日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2020年8月20日現在)	(2021年2月22日現在)
1. 期首元本額	166,494,172円	161,082,460円
期中追加設定元本額	1,799,634円	2,230,316円
期中一部解約元本額	7,211,346円	15,682,404円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース（為替ヘッジあり）	51,758,257円	49,364,733円
パインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース（為替ヘッジなし）	109,324,203円	98,265,639円
合計	161,082,460円	147,630,372円
2. 受益権の総数	161,082,460口	147,630,372口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年2月21日 至 2020年8月20日	自 2020年8月21日 至 2021年2月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、投資証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年8月20日現在)	(2021年2月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2020年8月20日現在)	(2021年2月22日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	72,448,638	50,559,539
合計	72,448,638	50,559,539

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	(2020年8月20日現在)	(2021年2月22日現在)
1口当たり純資産額	3.9369円	4.3830円
(1万口当たり純資産額)	(39,369円)	(43,830円)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（2021年2月22日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	投資証券	ACADIA REALTY TRUST	1,451	26,683.89	
		AGREE REALTY CORP	190	12,030.80	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	955	158,759.20	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	1,940	83,051.40	
		AMERICAN HMES 4 RENT-A	2,310	72,372.30	
		AMERICAN TOWER CORP	730	165,250.10	
		AMERICOLD REALTY TRUST	2,771	101,917.38	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	4,460	64,134.80	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	725	129,057.25	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	4,919	96,166.45	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	3,211	61,105.33	
		COUSINS PROPERTIES INC	3,609	119,530.08	
		CYRUSONE INC	410	27,974.30	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	1,870	255,161.50	
		DOUGLAS EMMETT INC	1,750	49,332.50	
		DUKE REALTY CORP	3,690	151,253.10	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST	2,464	24,368.96	
		EQUINIX INC	645	438,741.90	
		EQUITY RESIDENTIAL	2,270	152,021.90	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	596	157,278.44	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	1,759	210,429.17	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	610	60,823.10	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	2,080	88,088.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES, INC.	5,239	156,017.42	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	7,917	132,530.58	
		INVITATION HOMES INC	9,780	293,204.40	
		JBG SMITH PROPERTIES	3,380	106,503.80	
		KILROY REALTY CORP	1,330	77,113.40	
		LIFE STORAGE INC	2,152	178,508.40	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	5,670	123,946.20	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,143	157,242.51	
		PROLOGIS INC	4,780	503,334.00	
		PUBLIC STORAGE	80	18,776.00	
		REALTY INCOME CORP	3,130	191,211.70	
		REGENCY CENTERS CORP	1,716	90,604.80	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	1,900	29,953.50	
		RETAIL PROPERTIES OF AME-	7,120	74,404.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	1,470	72,897.30	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	2,860	51,108.20	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	450	117,796.50	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	1,043	114,135.49	
		STORE CAPITAL CORP	2,215	72,031.80	
		SUN COMMUNITIES INC	990	150,984.90	

小計	計	UDR INC	4,250	179,435.00	
		VENTAS INC	1,634	85,605.26	
		VEREIT INC	4,200	153,552.00	
		WELLTOWER INC	3,891	266,105.49	
			123,755	6,102,534.50	
				(643,817,389)	
				6,102,534.50	
合計				(643,817,389)	
				643,817,389	

(注)1. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	投資証券 47銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】****《1》パインブリッジ米国REITインカムファンドAコース（為替ヘッジあり）**

（2021年3月31日現在）

資産総額	233,958,623 円
負債総額	7,959,438 円
純資産総額（ - ）	225,999,185 円
発行済数量	223,374,113 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0118 円
（1万口当たりの純資産額）	（10,118 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。（以下、同じ。）

《2》パインブリッジ米国REITインカムファンドBコース（為替ヘッジなし）

（2021年3月31日現在）

資産総額	463,949,259 円
負債総額	4,223,027 円
純資産総額（ - ）	459,726,232 円
発行済数量	518,419,426 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8868 円
（1万口当たりの純資産額）	（8,868 円）

（ご参考）パインブリッジ米国REITマザーファンド

（2021年3月31日現在）

資産総額	689,926,970 円
負債総額	1,500 円
純資産総額（ - ）	689,925,470 円
発行済数量	143,488,215 口
1口当たり純資産額（ / ）	4.8082 円
（1万口当たりの純資産額）	（48,082 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）名義書換

該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（2021年3月末日現在）

- ・資本金の額 1,000,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 42,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）

2018年 3月 5日 500,000,000円増加。

- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

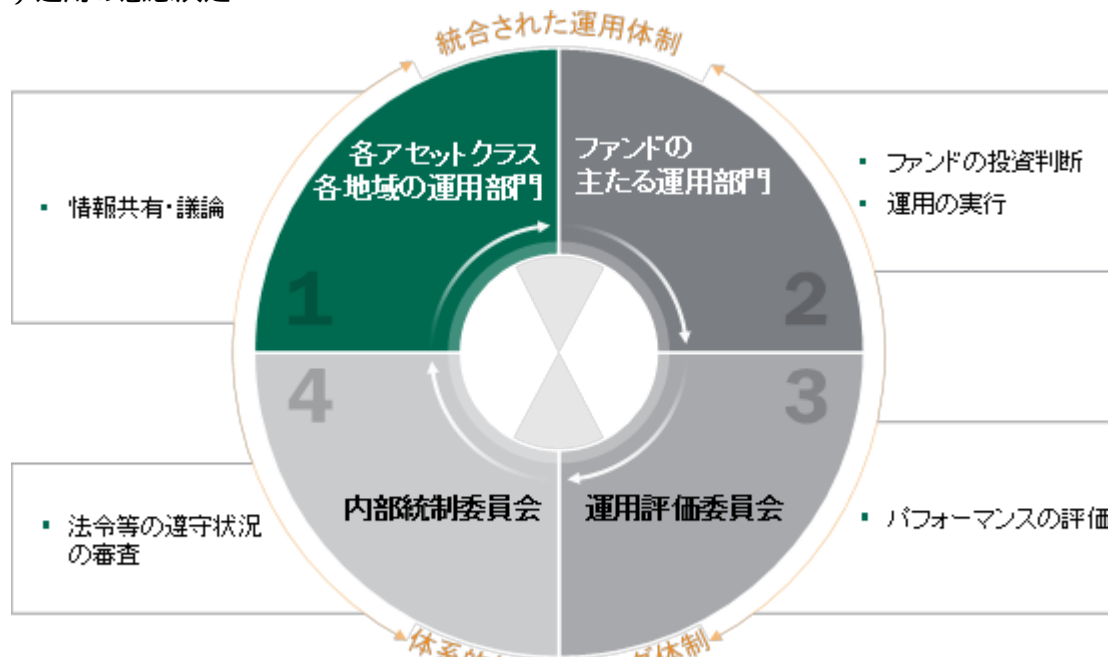
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

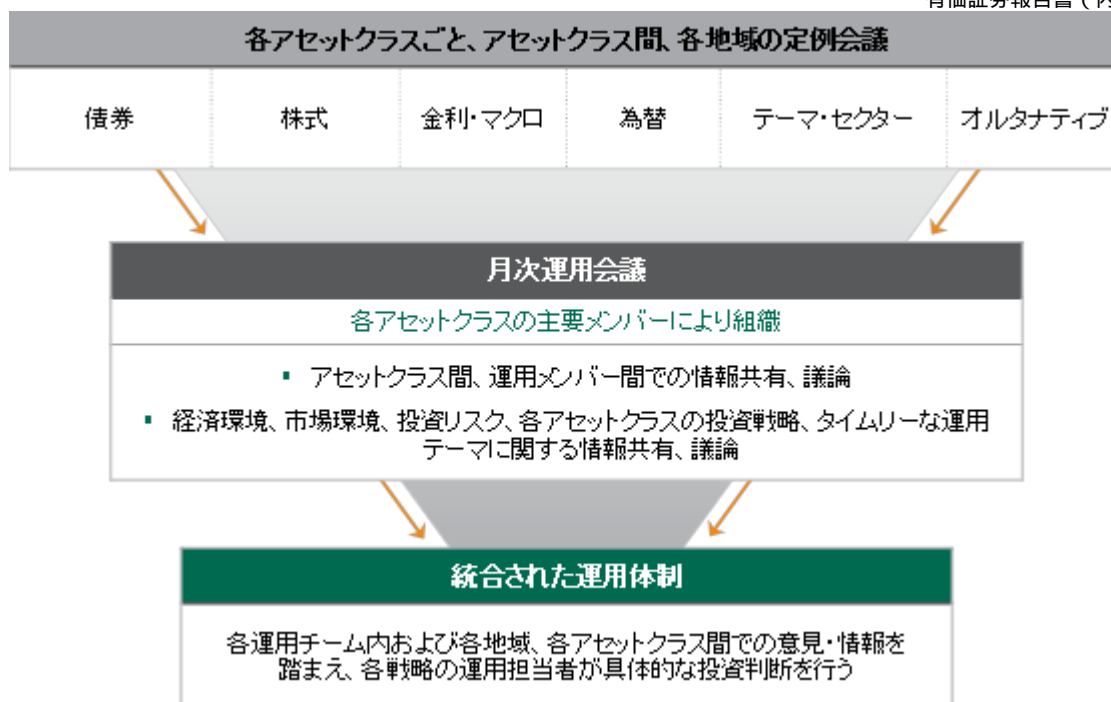
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2021年3月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	16	38,024 百万円
追加型株式投資信託	56	286,804 百万円
合計	72	324,828 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3．当社は、第36期事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	509,244	792,111
短期貸付金	700,000	500,000
前払金	1,802	1,791
前払費用	21,559	30,575
未収入金	66,346	172,043
未収委託者報酬	449,886	407,943
未収運用受託報酬	266,278	265,337
未収還付法人税等	17,556	-
立替金	3,462	6,848
未収収益	1,347	992
流動資産合計	2,037,483	2,177,643
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 0	*1 0
工具器具備品	*1 0	*1 0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
電話加入権	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	958	-
関係会社株式	164,013	164,013
敷金保証金	109,816	109,816
預託金	74	74
繰延税金資産	81,814	72,366
投資その他の資産合計	356,678	346,271
固定資産合計	356,678	346,271
資産合計	2,394,162	2,523,915

(単位:千円)

	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,935	20,227
未払金		
未払収益分配金	240	240
未払手数料	165,228	155,092
その他未払金	120,558	169,307
未払費用	492,902	570,920
未払役員賞与	35,110	70,421
未払法人税等	2,759	18,718
未払消費税等	29,005	71,772
リース債務	3,822	3,860
流動負債合計	868,561	1,080,560
固定負債		
賞与引当金	77,360	90,700
役員賞与引当金	15,849	20,245
退職給付引当金	80,317	80,768
役員退職慰労引当金	4,178	4,959
リース債務	13,020	9,159
固定負債合計	190,725	205,833
負債合計	1,059,286	1,286,393
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	58,876	58,876
資本剰余金合計	58,876	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	219,029	316,468
利益剰余金合計	276,083	178,644
株主資本合計	1,334,959	1,237,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	84	-
評価・換算差額等合計	84	-
純資産合計	1,334,875	1,237,521
負債・純資産合計	2,394,162	2,523,915

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第36期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,530,890	2,590,929
運用受託報酬	1,201,694	1,196,595
その他営業収益	185,874	233,542
営業収益合計	3,918,459	4,021,068
営業費用		
支払手数料	1,037,516	1,071,226
広告宣伝費	15,268	12,735
調査費		
調査費	543,109	523,432
委託調査費	851,849	933,686
営業雑経費		
通信費	9,819	10,199
印刷費	61,544	51,441
協会費	5,693	5,417
図書費	1,627	1,455
その他	12,530	-
営業費用合計	2,538,961	2,609,594
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,600	38,600
給料・手当	689,368	657,598
賞与	204,183	182,711
役員賞与	33,355	56,845
賞与引当金繰入	38,699	59,509
役員賞与引当金繰入	8,587	19,050
交際費	1,922	973
寄付金	-	281
旅費交通費	12,949	3,593
租税公課	23,793	28,069
不動産賃借料	173,435	174,274
退職給付費用	39,758	43,381
役員退職慰労引当金繰入	780	780
固定資産減価償却費	9,669	1,345
業務委託費	259,971	181,687
諸経費	54,371	47,990
一般管理費合計	1,589,446	1,496,692
営業利益又は営業損失（ ）	209,947	85,218
営業外収益		
受取利息	7,237	6,270
受取配当金	13	3
為替差益	6,172	4,907

雑収入	784	281
営業外収益合計	14,208	11,463
営業外費用		
支払利息	137	154
投資有価証券償還損	-	85
営業外費用合計	137	240
経常利益又は経常損失（ ）	195,877	73,996
特別損失		
固定資産除却損	*1 7	-
減損損失	*2 55,969	*1 8,754
退職特別加算金	15,435	-
投資有価証券償還損	31	-
特別損失合計	71,443	8,754
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	267,320	82,750
法人税、住民税及び事業税	1,092	5,239
法人税等調整額	3,630	9,448
法人税等合計	4,722	14,688
当期純利益又は当期純損失（ ）	272,043	97,438

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本									評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	その 他資本 剰余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰 余金合 計				
						任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	360	360	1,606,642
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	-	272,043	272,043	272,043	-	-	272,043
株主資本以外の 項目の当期中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	276	276	276
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	272,043	272,043	272,043	276	276	271,766
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	219,029	276,083	1,334,959	84	84	1,334,875

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

（単位:千円）

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金	利益剰 余金合 計					
					任意積 立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	219,029	276,083	1,334,959	84	84	1,334,875
当期純損失()	-	-	-	-	-	97,438	97,438	97,438	-	-	97,438
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	84	84	84
当期変動額合計	-	-	-	-	-	97,438	97,438	97,438	84	84	97,354
当期末残高	1,000,000	58,876	58,876	265,112	230,000	316,468	178,644	1,237,521	-	-	1,237,521

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年数は、建物附属設備5～15年、工具器具備品は5～15年であります。ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の退職給付要支給額を計上しております。退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付引当金とする簡便法を採用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在の役員退職慰労金要支給額を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場による円換算額を付しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）
 - (1)概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
 - (2)適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。
 - (3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。
- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）
 - (1)概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。
 - ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。
 - (2)適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。
 - (3)当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。
- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）
 - (1)概要
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものです。
 - (2)適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。
- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」
 - (1)概要
当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。
 - (2)適用予定日
2021年12月期の年度末より適用予定であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第35期 2019年12月31日現在	第36期 2020年12月31日現在												
*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>141,905千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>118,436千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	141,905千円	工具器具備品	118,436千円	リース資産	19,353千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>141,905千円</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>120,466千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>19,353千円</td></tr> </table> 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。	建物附属設備	141,905千円	工具器具備品	120,466千円	リース資産	19,353千円
建物附属設備	141,905千円												
工具器具備品	118,436千円												
リース資産	19,353千円												
建物附属設備	141,905千円												
工具器具備品	120,466千円												
リース資産	19,353千円												

（損益計算書関係）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日												
*1 固定資産除却損は、建物附属設備7千円であります。 *2 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>事業用資産</td><td>建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、建物附属設備26,617千円、工具器具備品8,063千円、リース資産16,450千円、ソフトウェア962千円、電話加入権3,875千円であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。	場所	用途	種類	東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権	*1 減損損失 (1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>東京都千代田区</td><td>事業用資産</td><td>工具器具備品、ソフトウェア</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当事業年度に営業赤字を計上しており、事業用資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。 (3) 減損損失の金額 減損損失の内訳は、工具器具備品1,894千円、ソフトウェア6,859千円であります。 (4) 資産のグルーピングの方法 全社を一つの資産グループとしており、減損損失を計上しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 事業用資産については正味売却価額を使用しておりますが、対象資産は売却が困難なため、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。	場所	用途	種類	東京都千代田区	事業用資産	工具器具備品、ソフトウェア
場所	用途	種類											
東京都千代田区	事業用資産	建物附属設備、工具器具備品、リース資産、ソフトウェア、電話加入権											
場所	用途	種類											
東京都千代田区	事業用資産	工具器具備品、ソフトウェア											

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自2019年1月1日至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株
合 計	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第36期（自2020年1月1日至2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	42,000 株	-	-	42,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません

4. 配当に関する事項

該当事項はありません

（リース取引関係）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具 器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記 載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料 該当事項はありません。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、本社における複合機(工具 器具備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記 載のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料 該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期（自 2019年1月 1日至 2019年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	509,244	509,244	-
2) 短期貸付金	700,000	700,000	-
3) 未収入金	66,346	66,346	-
4) 未収委託者報酬	449,886	449,886	-
5) 未収運用受託報酬	266,278	266,278	-
6) 未収収益	1,347	1,347	-
7) 投資有価証券	958	958	-
資産計	1,994,062	1,994,062	-
1) 未払手数料	165,228	165,228	-
2) その他未払金	120,558	120,558	-
3) 未払費用	492,902	492,902	-
4) リース債務（ 1）	16,842	16,842	-
負債計	795,531	795,531	-

（ 1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7) 投資有価証券（投資信託）

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	509,244	-	-	-
2) 短期貸付金	700,000	-	-	-
3) 未収入金	66,346	-	-	-
4) 未収委託者報酬	449,886	-	-	-
5) 未収運用受託報酬	266,278	-	-	-
6) 未収収益	1,347	-	-	-
合計	1,993,103	-	-	-

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4) リース債務	3,822	13,020	-	-
合計	3,822	13,020	-	-

第36期（自 2020年1月 1日至 2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達を行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	792,111	792,111	-
2) 短期貸付金	500,000	500,000	-
3) 未収入金	172,043	172,043	-
4) 未収委託者報酬	407,943	407,943	-
5) 未収運用受託報酬	265,337	265,337	-
6) 未収収益	992	992	-
資産計	2,138,428	2,138,428	-
1) 未払手数料	155,092	155,092	-
2) その他未払金	169,307	169,307	-
3) 未払費用	570,920	570,920	-
4) リース債務（ 1）	13,020	13,020	-
負債計	908,341	908,341	-

（ 1）1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 短期貸付金、3) 未収入金、4) 未収委託者報酬、5) 未収運用受託報酬、6) 未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

1) 未払手数料、2) その他未払金、3) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）子会社株式（貸借対照表計上額164,013千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	792,111	-	-	-
2) 短期貸付金	500,000	-	-	-
3) 未収入金	172,043	-	-	-
4) 未収委託者報酬	407,943	-	-	-
5) 未収運用受託報酬	265,337	-	-	-
6) 未収収益	992	-	-	-

合計	2,138,428	-	-	-
----	-----------	---	---	---

（注4）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
4）リース債務	3,860	9,159	-	-
合計	3,860	9,159	-	-

（有価証券関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
投資信託受益証券	958	1,042	84

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

第36期（2020年12月31日現在）

1. 子会社株式

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	164,013

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（退職給付関係）

第35期（2019年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	79,579
退職給付費用	10,983
退職給付の支払額	10,246
期末における退職給付引当金	80,317

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金
及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317
退職給付引当金	80,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,317

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10,983千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,774千円でありました。

第36期（2020年12月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	千円
期首における退職給付引当金	80,317
退職給付費用	10,764
退職給付の支払額	10,313
期末における退職給付引当金	80,768

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	千円
非積立型制度の退職給付債務	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768
退職給付引当金	80,768
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	80,768

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,764千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、27,155千円でありました。

(税効果会計関係)

第35期
2019年12月31日現在

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金（注）2	562,636
未払金否認	10,895
未払賞与・賞与引当金否認	89,042
退職給付引当金否認	24,596
役員退職慰労引当金否認	1,279
減損損失	17,140
資産除去債務	20,951
その他	9,969
繰延税金資産小計	736,512
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	562,636
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	92,061
評価性引当額小計（注）1	654,697
繰延税金資産合計	81,814
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	81,814

（注）1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じた主な理由は、当期純損失による税務上の繰越欠損金の増加によるものであります。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
評価性引当額	157,980	194,576	-	-	-	210,080	562,636
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	4.7%
住民税均等割	1.4%
評価性引当額	24.6%
その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.8%

第36期
2020年12月31日現在

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	（単位：千円）
税務上の繰越欠損金（注）2	404,598
未払金否認	11,242
未払賞与・賞与引当金否認	95,288
退職給付引当金否認	24,731
役員退職慰労引当金否認	1,518
減損損失	18,792
資産除去債務	20,948
その他	9,004
繰延税金資産小計	586,125
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	404,598
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	109,161
評価性引当額小計（注）1	513,759
繰延税金資産合計	72,366
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	72,366

（注）1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じている当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額155,128千円の繰越期限切れによるものです。

（注）2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年 以内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*1）	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
評価性引当額	194,548	-	-	-	100,173	109,876	404,598
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

第35期
自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,530,890	1,201,694	185,874

(2) 地域毎の情報

営業収益

(単位:千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,457,846	206,738	213,081	40,793	3,918,459

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	522,602

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第36期

自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービス毎の情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への営業収益	2,590,929	1,196,595	233,542

(2) 地域毎の情報

営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	アジア	合計
3,614,518	247,014	146,251	13,283	4,021,068

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客毎の情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
FWD富士生命保険株式会社	678,719

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

3. セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

（関連当事者情報）

第35期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 700,000	短期貸付金	千円 700,000
								受取利息 *5	千円 7,159	未収収益	千円 1,348
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 361,022	未収入金	千円 3,201
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 279,387	未収入金	千円 52,779
								委託調査費の支払 *4	千円 348,860	未払費用	千円 62,038
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 211,539	未払費用	千円 43,784
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 205,254	未収運用受託報酬	千円 28,970
			千USドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払 *2	70,969	その他未払金	10,191
								委託調査費の支払 *4	千円 29,493	未払費用	千円 5,742

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5 金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第36期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス B.V.	オランダ、アムステルダム	千ユーロ 18	持株会社	被所有直接 100%	-	-	-	千円 -	-	千円 -

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USDドル 364,048	持株会社	-	あり	経営管理サービス契約	金銭の貸付 *5	千円 500,000	短期貸付金	千円 500,000
								受取利息 *5	千円 6,187	未収収益	千円 992
								役務提供に対する対価受取 *3	千円 199,017	未収入金	千円 95,976
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USDドル 2	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 312,108	未収入金	千円 39,898
								委託調査費の支払 *4	千円 354,326	未払費用	千円 63,555
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任契約サービス契約	委託調査費の支払 *4	千円 225,237	未払費用	千円 37,047
同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド	アイルランド、ダブリン	千USDドル 369	投資運用会社	-	あり	一任契約サービス契約	役務提供に対する対価受取 *3	千円 138,787	未収運用受託報酬	千円 24,087
			千USDドル						千円		千円

同一の親会社を持つ会社	パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド	ホンコン	28,651	投資運用会社	-	あり	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	105,862	その他未払金	64,579
親会社の親会社	パインブリッジ・インベストメンツ LP	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 53,152	持株会社	-	-	経営管理サービス契約	役務提供に対する対価支払*2	千円 17,732	その他未払金	千円 17,732

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- *1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- *2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- *4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *5 金銭の貸付に係る利息は、市場金利を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

（1）親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

（1株当たり情報）

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額	31,782円74銭	1株当たり純資産額	29,464円79銭
1株当たり当期純損失金額	6,477円21銭	1株当たり当期純損失金額	2,319円96銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日		第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日	
当期純損失	272,043 千円	当期純損失	97,438 千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る当期純損失	272,043 千円	普通株主に係る当期純損失	97,438 千円

普通株式の期中平均株式数	42,000 株	普通株式の期中平均株式数	42,000 株
--------------	----------	--------------	----------

(重要な後発事象)

第35期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第36期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）および（ 5 ）において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（ 3 ）および（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****1）受託会社**

名称	資本金の額 2020年9月末日現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2）販売会社

名称	資本金の額 2020年9月末日現在	事業の内容
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社S B I証券	48,323百万円	
O K B証券株式会社	1,500百万円	

3）マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (CenterSquare Investment Management LLC)	未公開	主として、米国において投資顧問業を営んでいます。

センタースクエア・インベストメント・マネジメント・エルエルシーについて、同社は未公開企業であり、その資本金の額について記載しておりません。

2【関係業務の概要】

1）受託会社：信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、受託会社は信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託（再信託）することがあります。

2）販売会社：受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、一部解約実行請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3）マザーファンドの投資顧問会社：当ファンドの投資対象であるパインブリッジ米国REITマザーファンドにおいて、委託会社より当該マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】**1）受託会社**

該当事項はありません。

2）販売会社

該当事項はありません。

3）マザーファンドの投資顧問会社

該当事項はありません。

参考情報

再信託受託会社の概要（2020年9月末日現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金：10,000百万円
資本構成：三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5%、日本生命保険相互会社 33.5%
明治安田生命保険相互会社 10.0%、農中信託銀行株式会社 10.0%
業務の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間内において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されております。

提出年月日	書 類 名
2020年 8月31日	臨時報告書
2020年11月19日	有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書
2020年12月 1日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2021年3月23日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月14日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース（為替ヘッジあり）の2020年8月21日から2021年2月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国REITインカムファンド Aコース（為替ヘッジあり）の2021年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務

諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月14日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2020年8月21日から2021年2月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国REITインカムファンド Bコース（為替ヘッジなし）の2021年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務

諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。